

改憲手続法案 与党案・民主党案と「修正案」

061214衆議院特別委の資料による

070124補正 田中 隆

No	項目	与党案		民主党案		異同	備考・論点
		原案	修正案	原案	修正案		
1	対象	改憲国民投票	改憲国民投票	改憲国民投票+国政問題国民投票	3案を検討 〔A〕「国政問題」に一定の限定。 〔B〕「憲法改正に係る予備的国民投票」に限定。 〔C〕国民投票法制の是非及び具体的制度設計の検討を附則に明記	△	民主が〔C〕で面子を保って改憲国民投票だけに限定の公算が大。
2	投票権	満20歳以上	満18歳以上 施行までに公選法、民法等の改正 公選法等の改正までは満20歳以上	満18歳以上 国会議決で満16歳以上	満18歳以上 施行までに公選法、民法等の改正 公選法等の改正までは満20歳以上	●	与党案・民主党案ともは公選法・民法等が変わらなければ満20歳以上。
3	賛否の記載	賛成=○、反対=×の 自書	「賛成」「反対」に○印 「×」や二重線も有効	○=自書、反対=記載 なし	3案を検討 〔A〕原案のまま 〔B〕与党修正案と同じ 〔C〕〔B〕で「賛成」「反対」「棄権」 を印刷	△	有効票を技術的に増やそうとする思考で、白票や棄権票をカウントしない点では同じ。最も慎重であるべき改憲国民投票の意味を没却。「修正案」の「投票総数」は有効投票数の「言葉の言い換え」で明らかな詭弁。最低投票率は「一致して拒否」し、「少数の賛成で改憲」の危険は変わらず(★)。
4	国民の承認	有効投票総数の2分の1超	投票総数の2分の1超 投票総数=賛成票+反対票	投票総数の2分の1超	投票総数の2分の1超 3の〔B〕〔C〕では投票総数=賛成票+ 反対票	○	
5	国民投票運動を禁止する特定公務員	選管委員・職員、広報協議会事務局職員 裁判官、検察官、公安委員、警察官	選管委員・職員、広報協議会事務局職員	選管委員・職員、広報協議会事務局職員	選管委員・職員、広報協議会事務局職員	●	裁判官、検察官、警察官の「運動の自由」を認めた意味は憲法的には大きいですが、憲法理念を尊重する方向に機能するか・・・。
6	地位利用による国民投票運動の制限	公務員等、教育者 違反に罰則	公務員等、教育者（特に国民投票運動を効果的に行ないうるような影響力、教育者は児童、生徒、学生に対する影響力） 違反に罰則は設けない	(規定なし)	公務員等、教育者（特に国民投票運動を効果的に行ないうるような影響力、教育者は児童、生徒、学生に対する影響力） 違反に罰則は設けない	●	政治的行為の制限排除、罰則なしの意味は大きいですが、禁止規定は生きているから行政処分の対象とはなり得る。担任、元担任の児童の家庭への働きかけが地位利用（大阪高裁判例）とされれば、教職員への威嚇効果は大きい。
7	公務員の政治的行為の制限	(規定なし)	国民投票運動や意見の表明については、国公法、地公法等の政治的行為の制限は適用しない。	(規定なし)	国民投票運動や意見の表明については、国公法、地公法等の政治的行為の制限は適用しない。	●	改憲派首長や政府（議会多数派に依存するから改憲派に組することは制度上当然）による反対派抑圧の武器に(★)。
8	政党等による放送、新聞広告	政党に無料放送。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める時間。政党に新聞無料広告。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める寸法。	政党に無料放送。賛成の政党、反対の政党に同一の時間数、同等の時間帯。政党に新聞無料広告。賛成の政党、反対の政党に同一の寸法、回数。放送、広告の一部を政党の指名する団体に行なわせることができる。	政党に無料放送。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める時間。政党に新聞無料広告。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める寸法。	政党に無料放送。賛成の政党、反対の政党に同一の時間数、同等の時間帯。放送の一部を政党の指名する団体に行なわせることができる。	○	「会派比例」から「賛否平等」にスライドさせた意味は大きい。政党以外の団体へのダイレクトの保障は浮上せず。発議側に位置する政党に広告主体を限定する理由はなく、イタリア型も含めて検討を要する。
9	国民投票運動のための広告放送	投票日の7日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。	投票日の14日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。広告事業者、新聞社は料金その他の条件について賛成、反対のいずれでも同等のものとするよう配慮。	投票日の7日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。	3案を検討 〔A〕14日前から禁止 〔B〕14日前から禁止+賛否平等取扱いに関する放送事業者の配慮規定 〔C〕発議した日から投票日まで禁止	△	「カネで憲法を動かす」危険が大きく、賛否平等を担保した制度が確立されない限り全面禁止が必要。公選法でも「投票勧誘のための有料広告」は認めていない(★)。
10	多数人買収罪	もうける	もうける（「積極的に勧誘」等の限定）	(規定なし)	もうける（与党修正案と同じ要件）	●	
11	施行日 審査会の権限	2年 (凍結規定なし)	3年 施行日までの改正原案審査の凍結	2年 (凍結規定なし)	3年 施行日までの改正原案審査の凍結	●	国会法改正そのものは施行されるため、審査会は動き出し、調査検討は進められる。
12	発議単位	内容において関連する事項ごと	(修正なし)	内容において関連する事項ごと	(修正なし)	●	「関連」は発議する国会の認定にかかる。個別条項ごととは限らない(★)。

異同 ●=完全一致、○=ほぼ一致、△=民主の検討による

(★) 深刻な問題を残している部分